平成２９年（フ）第１４３号
長崎県佐世保市十郎新町９番２号　十郎原団地Ｄ－２　303、前住所長崎県佐世保市稲荷町30番14号
債務者　入江　義美
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第３号
長崎県佐世保市広田１丁目36番３号　ロイヤルマンションことぶき101号、前住所長崎県佐世保市権常寺町341番地４　キャトルセゾンＣ
債務者　中里ひとみ
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第１号
神奈川県海老名市大谷北３丁目16番14―205号
債務者　森山峰支郎
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２７号
横浜市南区中島町２丁目33番地　第２ハイツ青木201
債務者　浅井由香利（旧姓松澤）
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４９号
横浜市保土ケ谷区岡沢町５番地13
債務者　宮田　勇気
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１００９号
東京都日野市旭が丘３丁目１番地の13グランシティ豊田907
債務者　岩本ひろみ（旧姓天野）
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月12日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４２４号
東京都東村山市本町４丁目８番地本町アパート21―1106
債務者　田村　利明
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４７３号
東京都立川市富士見町１丁目23番15号大原ビル205号
債務者　岩崎　和子
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４９２号
東京都府中市小柳町３丁目10番地の２ハイムレトア105
債務者　稲石　幸司
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１６号
栃木県佐野市堀米町521番地　レオパレスルゥシエル102
債務者　北岡　則行
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第２９３０号
横浜市青葉区美しが丘５丁目１番地３　302
債務者　山田美智子
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５０５号
静岡県浜松市中区八幡町71番地の１
債務者　向井　早苗
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結

平成２７年（フ）第１１６号
福井県越前市小野谷町11－２－２、商業登記簿上の本店所在地福井県越前市府中２丁目３番22号
破産者　尾山株式会社
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６３号
愛知県岡崎市箱柳町字川北72番地
破産者　加藤石材株式会社
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第６４号
島根県松江市西津田３丁目16―13、商業登記簿上の本店所在地島根県出雲市斐川町荘原2915番地13
破産者　株式会社オーリング
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部